

国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第2の5の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第1 定義

本要領において、販売向けの国産飼料を生産する者（以下「国産飼料生産者」という。）とは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 農業者

原則として事業実施年度に自らが生産した農畜産物の販売実績がある農業を主たる業とする者をいう。

(2) 農家組織

農業者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、次のいずれかの要件を満たしている組織をいう。

① 法人にあつては、次のアからエまでのいずれかの組織であること。

ア 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

イ 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）

ウ 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（新たに取引組む場合も含む。）。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当するものは除く。

（ア）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの

（イ）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（ア）に掲げるもの（イに該当するものを除く。）の所有に属しているもの

エ 農地について第4の1の（1）の②の権利を有する法人

② 集団にあつては、農業者2戸以上からなる集団であつて、次のアからウまでの事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・販売体制の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

ア 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項

イ 集団の運営及び構成員の役割に関する事項

ウ 集団の会計処理に関する事項

(3) 公共牧場

草地や施設等を共同利用する牧場であって、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するものをいう。

(4) 農地法第3条第3項等に基づき解除条件付き貸借により農地を借り入れた法人

第2 事業の内容

1 広域供給推進

第3の1の事業実施主体は、2の取組に対する支援及び事業の推進に必要な次の取組を行う。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

- (1) 2の国産飼料生産者に対する指導・助言
- (2) 第5の3の(3)に規定する現地確認等
- (3) 本事業の効果の検証・検証結果の報告
- (4) 2の取組に必要な補助金の交付
- (5) その他本事業の推進に必要な業務

2 広域供給対策

国産飼料生産者が品質表示を行いつつ、国産飼料の販売を拡大する取組を奨励するため、販売拡大の実績に基づき奨励金を交付する。

3 国産粗飼料品質基準策定

第3の2の事業実施主体は、次の取組を行う。なお、事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の事業者等に委託することができるものとする。

(1) 現地調査の実施

品質基準を策定し国産粗飼料の流通を普及させるために必要な流通状況の実態、各地域の特性に応じた飼料作物等及び畜産農家が必要とする品質等の調査及び調査結果の普及

(2) 検討会の実施

品質基準に定める項目、品質等について検討を行うための会議の開催等

(3) 普及のための活動

策定した品質基準を普及するための説明会の開催及び資料等の作成

(4) 需要把握及び安定供給のための取組

品質に応じた飼料作物等の需要状況の把握及び安定供給のための取組

(5) その他品質基準の策定及び国産粗飼料の流通の普及に必要な業務

第3 事業実施主体

1 本事業の第2の1の事業実施主体は、交付等要綱別表1の5の(1)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

2 第2の3の事業実施主体は、交付等要綱別表1の5の(2)の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

1 広域供給対策

(1) 交付対象

第2の2の取組において、補助金の交付の対象となる飼料作物は、次の①から④までの全ての要件を満たす飼料作物とする。

① 次のいずれかの飼料作物であること。

- ア 青刈りとうもろこし
- イ ソルゴー（スーダングラスを含む。）
- ウ 牧草（飼料用の麦類を含む。）
- エ 子実用とうもろこし

② 国産飼料生産者が次のアからウまでのいずれかの権利等を有する農地等で自ら生産又は生産を委託した飼料作物であること。ただし、対象となる飼料作物の収穫年度に経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の水田活用の直接支払交付金の対象となった、又は、同要綱第Ⅳの2の3の畑作物産地形成促進事業の対象となった水田で生産された飼料作物は本事業の助成対象としないものとする。また、国産飼料生産者は、本事業の補助対象について、国又は独立行政法人が助成する他の事業による助成を受けることができないものとする。

- ア 国産飼料生産者が所有する農地
- イ 国産飼料生産者の利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。）が設定された農地であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。
 - (ア) 農地法第3条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地
 - (イ) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）によって利用権が設定された借入れ農用地
 - (ウ) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかでない借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと国産飼料生産者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明している借入地。
- ウ その他貸借契約書に目的、受託面積及び貸借当事者が明記されている飼料作物の作付地として公的機関等の証明のある農地

③ 国産飼料生産者が販売を拡大した国産の飼料作物（別添2に定める品質表示があるものに限る）であること。ただし、当該飼料作物は、販売を拡大した重量をその上限とする。

④ 当該年度又は当該年度の前年度に収穫され、当該年度に品質表示のための成分分析及び販売がされた飼料作物であること。

(2) 国産飼料生産者は③に係る飼料作物の生産状況について別添3 飼料作物生産野帳

により整理するものとする。

2 国産粗飼料品質基準策定

事業実施主体は国産粗飼料の品質基準策定及び国産粗飼料の流通の普及に向け、次を内容とする国産粗飼料品質基準策定実施計画（以下「品質基準策定計画」という。）を策定するものとする。

- (1) 基準を策定する飼料の種類
- (2) 事業実施年度を取組内容及び取組体制
- (3) 調査計画
- (4) 検討会等の開催計画
- (5) 普及活動計画
- (6) 需要把握及び安定供給計画
- (7) その他目的達成に資する取組の計画

3 事業の成果目標及び目標年度

(1) 広域供給対策

成果目標は、第3の1の事業実施主体において、事業に参加する国産飼料生産者の国産飼料（第4の1の（1）の①に定める飼料作物に限る）の販売量の総量又は販売額の総額を事業実施の前年度に比べ5%以上拡大することとし、事業実施年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

(2) 国産粗飼料品質基準策定

成果目標は、国産粗飼料の品質基準の策定とし、事業実施年度の翌年度を目標年度とするものとする。

4 その他交付に関する事項

- (1) 国産飼料生産者は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。
- (2) 国産飼料生産者は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。それを受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）若しくは悪臭防止法（昭和46年法律第91号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。
- (3) 国産飼料生産者は、第5の3の（1）の①の規定による事業への参加に係る確認事項に同意していること。
- (4) 国産飼料生産者は、第5の3の（3）の規定により行う現地確認等をはじめ、本事業の実施に関し協力すること。
- (5) 国産飼料生産者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第5 事業実施の手続

1 事業実施主体の募集及び採択は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。

2 広域供給推進の手続

(1) 第3の1の事業実施主体は、広域供給推進事業実施計画（別紙4-1様式第1号）を作成し、地方農政局長と調整の上、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、広域供給推進事業実施計画に変更が生じた場合にあっては同様に扱うものとする。

3 広域供給対策の手続

(1) 事業参加申込み

① 第2の2の事業に参加しようとする国産飼料生産者は、広域供給対策実施計画（別紙4-1様式第2号）及び事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書（別紙4-1様式第3号）を添付した広域供給対策参加申込書（別紙4-1様式第4号。以下「事業参加申込書」という。）を第3の1の事業実施主体（以下本項において「協議会」という。）に提出するものとする。

② 協議会は、国産飼料生産者から提出された事業参加申込書等の内容を確認し、その内容が適当と認められる場合には、広域供給対策参加申込書総括表（別紙4-1様式第5号）。以下「事業参加申込総括表」という。）を作成し、事業参加申込書の写しと併せて地方農政局長に提出するものとする。

③ 地方農政局長は、協議会から提出された事業参加申込総括表等の内容について、別紙4-1様式第6号により都道府県知事と調整を行うものとする。

④ 地方農政局長は、③の都道府県知事との調整の上、事業参加申込書等の内容が第4の1の要件に適合しているか審査し、その結果を別紙4-1様式第7号により協議会に通知するものとする。

⑤ 協議会は④の通知があった場合は速やかに国産飼料生産者に通知するものとする。

(2) 変更の申出

① 国産飼料生産者は、事業参加申込書の内容に変更があったとき又は交付要件を満たせなくなったときは、速やかに協議会に申し出るものとする。

② 協議会は、事業参加申込者から①の申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

(3) 現地確認等

① 協議会は、(1)の④の審査の結果、適当と認められた国産飼料生産者から抽出し、第4の1の要件に適合していることについて、別添4に定める方法により交付等要綱第18に定める実績報告までの間に現地確認等を行うものとする。

② 協議会は、①の現地確認等について、必要に応じて都道府県の協力を得て行うものとする。

③ 協議会は、現地確認等が終了した後、速やかに国産飼料生産者ごとの広域供給対

策現地確認等結果（別紙４－１様式第８号）及び広域供給対策現地確認等結果総括表（別紙４－１様式第９号）を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

④ （１）の③の調整を行う都道府県は、必要に応じて現地確認等を行うことができるものとする。

⑤ 地方農政局長は、必要に応じて協議会又は都道府県の協力を得て現地確認等を行うことができるものとし、現地確認等を行う場合は、協議会を通じて、国産飼料生産者に通知するものとする。

（４）結果報告

① 国産飼料生産者は、当該年度の販売等の結果を当該年度の２月１０日までに別紙４－１様式第１０号により協議会に報告するものとする

② 協議会は、①の結果を取りまとめた上で、交付等要綱第１８に定める実績報告を行うものとする。

（５）国産飼料生産者死亡時における補助金の交付の承継

① 国産飼料生産者が（４）の①の結果報告後に死亡した場合において、当該国産飼料生産者の経営を承継する者がいない時は、当該国産飼料生産者の相続人は、当該国産飼料生産者が存命の間、本要領に定める交付要件を全て満たしていることを前提として、当該国産飼料生産者の補助金の交付を受けられるものとする。

② ①により補助金の交付を受けるための手続を行う者は、国産飼料生産者の補助金の交付の承継に関する申出書（別紙４－１様式第１１号）に、当該国産飼料生産者と相続関係があることを確認できる書類、当該国産飼料生産者が死亡したことを確認できる書類及び相続人本人の口座で補助金の受領を希望する場合は相続人の補助金交付先情報（別紙４－１様式第１２号）を添付して、当該国産飼料生産者死亡後、速やかに協議会に申し出るものとする。ただし、この申出を行うことができるのは（４）の①の結果報告のあった年度内とする。また、協議会は、当該国産飼料生産者の相続人からこの申出があった場合には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

４ 国産粗飼料品質基準策定の手続

事業実施主体は、品質基準策定計画（別紙４－１様式第１３号）を作成し、その内容について畜産局長と調整の上、交付等要綱第７に定める交付申請書に添付するものとする。ただし、公募要領に基づき提出した書類については、変更がない場合は省略することができるものとする。

第６ 助成の対象及び補助率

助成の対象及び補助率は別添１のとおりとする。

第７ 事業達成状況の報告及び事業の評価等

１ 広域供給の推進

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの毎年度の達成状況について、本要領別記様式第3号の達成状況報告書に広域供給推進達成状況報告書(別紙4-1様式第14号)を添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第4号の事業評価報告書に広域供給推進事業評価報告書(別紙4-1様式第15号)を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに、地方農政局長に提出するものとする。
- (3) 地方農政局長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合は、事業実施主体に対し改善計画(別紙4-1様式第16号)を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、地方農政局長は、(2)の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体は、地方農政局長の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

2 国産粗飼料品質基準策定

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度の達成状況について、本要領別記様式第3号の達成状況報告書に国産粗飼料品質基準策定達成状況報告書(別紙4-1様式第17号)を添付の上、翌年度の7月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- (2) 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第4号の事業評価報告書に国産粗飼料品質基準策定事業評価報告書(別紙4-1様式第18号)を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに、畜産局長に提出するものとする。
- (3) 畜産局長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合は、事業実施主体に対し改善計画(別紙4-1様式第19号)を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、畜産局長は、(2)の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体の長に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、事業実施主体は、畜産局長の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

第8 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第9 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添1 交付対象及び補助率

取組事項	助成の対象	補助率
1 広域供給推進	<p>交付等要綱別表1の5の(1)の事業実施主体が2の取組の支援及び事業推進のために行う次の取組</p> <p>(1) 2の広域供給対策に取り組む国産飼料生産者に対する指導・助言</p> <p>(2) 第5の3の(3)に規定する現地確認等</p> <p>(3) 本事業の効果の検証・検証結果の報告</p> <p>(4) 2の広域供給対策の取組に必要な補助金の交付</p> <p>(5) その他本事業の推進に必要な業務</p>	定額
2 広域供給対策	<p>国産飼料生産者が品質表示を行いつつ、国産飼料の販売を拡大する取組に対し販売拡大の実績に基づき奨励金を交付</p> <p>(1) 青刈りとうもろこし</p> <p>(2) ソルゴー（スーダングラスを含む。）</p> <p>(3) 牧草（飼料用の麦類を含む。）</p> <p>(4) 子実用とうもろこし</p>	<p>定額（ただし、以下のとおりとする。）</p> <p>8,300 円/トン以内</p> <p>8,300 円/トン以内</p> <p>8,300 円/トン以内</p> <p>12,200 円/トン以内</p> <p>（注1～注3）</p>
3 国産粗飼料品質基準策定	<p>交付等要綱1の5の(2)の事業実施主体が国産粗飼料の流通のための品質基準を策定するとともに、当該品質基準を普及させるための次の取組</p> <p>(1) 現地調査の実施</p> <p>(2) 検討会の実施</p> <p>(3) 普及のための活動</p> <p>(4) 需要把握及び安定供給のための取組</p> <p>(5) その他品質基準の策定及び国産粗飼料の流通の普及に必要な業務</p>	定額

注1：取組事項の欄の2の取組において、交付対象重量は10kg単位とし、10kg未満は切り捨てとする。

注2：取組事項の欄の2の取組において、飼料の重量は、搬入日、生産者、飼料の種類、飼料の形状ごとに1個以上重量を計量するものとするが、計量が困難な場合は地域普及指導機関等と相談の上、地域での平均重量を参考に算出できるものとする。

注3：取組事項の欄の2の取組において、(1)、(2)及び(3)については、1つの販売契約について3トン(4)については、1つの販売契約について1トンを補助対象重量の下限とする。

別添2 品質表示項目

1 別紙4-1第4の1の(1)の③に定める品質表示の項目は以下の通りとし、
 (1) 共通事項及び(2)の①の必須事項は必ず表記するものとし、(2)の②の選択項目については表1から必要に応じ選択し表示するものとする。

(1) 共通事項 販売者名、生産地、連絡先、品種・製品名、ほ場番号、収穫年月日

(2) 共通事項以外

①必須項目 TDN、水分、CP、EE、NFE、CF、CA

②選択項目 表1から必要に応じ選択

注 TDN：可消化養分総量、CP：粗タンパク質、EE、粗脂肪、NFE：可溶無窒素物、
 CF：粗繊維、CA：粗灰分

表1

		乾草等	サイレージ、ヘイレージ、子実用とうもろこし等
選択項目	栽培管理情報	播種年月日 施肥年月日 除草剤の名称及び散布年月日 除草剤・殺菌剤等の名称及び散布年月日	播種年月日 施肥年月日 除草剤の名称及び散布年月日 除草剤・殺菌剤等の名称及び散布年月日
	収穫調製情報	ほ場の状態 収穫体系 刈取ステージ 番草 刈取高 飼料の大きさ・形状・重量 雑草の発生程度 病害虫の被害程度 倒伏等の被害程度	ほ場の状態 収穫体系 刈取ステージ 番草 刈取高 飼料の大きさ・形状・重量 フィルム巻数 添加剤の有無及び名称 雑草の発生程度 病害虫の被害程度 倒伏等の被害程度
	成分等表示	硝酸態窒素	pH Vスコア βカロテン 硝酸態窒素 カビの発生
	その他	取引先の求めに応じ必要な項目	取引先の求めに応じ必要な項目

別添3 飼料作物生産野帳

事業実施年度（〇〇年度）

1 飼料販売結果全体表

	飼料作物販売状況		増減量
	事業実施の前年度 （〇〇年度）	事業実施年度 （〇〇年度）	
飼料の種類	①重量（kg）	②重量（kg）	③重量（kg） （②－①）
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草			
子実用とうもろこし			
合計			

- 2 耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業への参加の有無（有・無）
 有の場合は協議会名を記入（〇〇 協議会）

3 ほ場ごとの生産状況

【○/□】

ほ場名等		○○	□□	▽▽	◇◇
面積					
当該ほ場が有する権利					
前年度販売実績の有無					
前年度販売量		kg	kg	kg	kg
水活の対象水田でないこと の確認					
表作	飼料の種類				
	収穫量	kg			
	収穫年月日	○年○月○日			
	うち販売数量	kg			
	販売年月日	○年○月○日			
	販売先名				
裏作	品質表示の有無				
	飼料の種類				
	収穫量	kg			
	収穫年月日	○年○月○日			
	うち販売数量	kg			
	販売年月日	○年○月○日			
品質表示の有無					
販売数量計					

別添4 現地確認等の実施手順

第1 国産飼料生産者は、現地確認等に当たり別紙4-1の第4の1に規定する事業の要件に係る資料等を整備するとともに、別紙4-1の第5の3の(3)の現地確認等を実施する者（以下「現地確認等実施者」という。）に提供するものとする。

第2 現地確認等実施者は、次に掲げる規定に従い、国産飼料生産者が別紙4-1の第4の1に規定する要件を満たしているか確認するものとする。

1 国産飼料生産者の確認

(1) 国産飼料生産者は次の内容を証する書面等を整備するとともに、現地確認等実施者は、国産飼料生産者が事業要件を満たしているか次の内容を確認するものとする。

- ① 販売した飼料作物の種類
- ② 販売した飼料作物の種類ごとの重量
- ③ 販売した国産飼料の販売拡大量
- ④ 生産ほ場が要件に合致することの確認
- ⑤ 品質表示の有無
- ⑥ 重量の測定又は設定方法

(2) (1)の書面の整備及び確認は次により実施するものとする

- ① (1)の①及び②の内容に関する書面の整備及び確認は、納入伝票、納品伝票、領収書、飼料作物生産野帳等の確認により行うものとする。
- ② (1)の③の内容に関する書面の整備及び確認は、事業実施前の販売数量については納入伝票、納品伝票、領収書その他販売数量が確認できる書面により行うものとし、事業実施年度の販売数量は①に準じて確認を行うものとする。
- ③ ④の書面の整備及び確認は第4の1の(1)の②に合致することを証する書面により確認するものとする。
- ④ ⑤の書面の整備及び確認は飼料作物生産野帳等の品質表示が行われたことを証する書面により確認を行うものとする。
- ⑤ ⑥の書面の整備及び確認は、販売先、飼料の種類、梱包の大きさ等別に1個当たりの重量が同等と判断される飼料について1個以上の重量を測定するものとし、その測定結果を書面等により確認するものとする。(普及指導機関により重量が設定された場合はそのことを証する書面により確認を行う。)

別紙4-1様式第1号(第5の2の(1)関係)

〇〇年度
広域供給推進事業実施計画

協議会名：〇〇

1 推進計画

事業の目的

2 事業の内容

区分	主な取組内容	取組の目標	実施時期	事業費(円)	負担区分		備考
					国庫補助金(円)	その他(円)	
1 国産飼料生産者に対する指導・助言							
2 現地確認等							
3 効果の検証・検証結果の報告							
4 補助金の交付							
5 その他()							
	計						

注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を別紙4-1様式第1-1号に記載すること。

注2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠(経費の内容、単価、数量、員数等)を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。

注3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

3 成果目標

(国産飼料の販売拡大)

	事業実施の前年度 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
販売量(kg)	①	②	③	④
販売拡大量(kg)		⑤(=②-①)	⑥(=③-①)	⑦(=④-①)
販売拡大率(%)		⑧(=⑤/①×100)	⑨(=⑥/①×100)	⑩(=⑦/①×100)

※ 成果目標を販売額の拡大とする場合は、「国産飼料の販売拡大」は「国産飼料の販売拡大額」、「販売量」は「販売額」、「販売拡大量」は「販売拡大額」と記載すること。また、額は円単位で記載すること。

別紙4-1様式第1-1号(委託先の明細)

協議会名：〇〇

委託先の主な取組内容と配分予定額

委託先名	主な取組内容	配分予定額
		千円

別紙4-1様式第2号(第5の3の(1)の①関係)

広域供給対策実施計画

年 月 日

〇〇協議会長
〇〇 殿

国産飼料生産者名
〇〇

飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策)に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙4-1の第5の3の(1)の①の規定に基づき広域供給対策実施計画を提出します。

※別紙4-1様式第2-1号を添付すること。

別紙4-1様式第2-1号(第5の3の(1)の①関係)

〇〇年度
広域供給対策実施計画

〇年〇月

国産飼料生産者名：〇〇

代表者氏名：〇〇

国産飼料生産者の名称：〇〇

国産飼料生産者の経営類型：〇〇経営

1 飼料作物販売計画

(1) 今後の販売向け飼料作物生産方針

--

(2) 事業実施年度の飼料作物販売計画

国産飼料の種類	事業実施年度国産飼料販売計画 (kg)	販売先名称
青刈りとうもろこし		
ソルゴー (スーダングラスを含む。)		
牧草 (飼料用の麦類を含む。)		
子実用とうもろこし		
合計		

2 事業実施年度の国産飼料販売計画の詳細及び助成対象数量

(1) 国産飼料販売量

国産飼料の種類	事業実施の前年度 (〇〇年度) (kg) ①	事業実施年度(計画) (〇〇年度) (kg) ②	増減量(kg) ③ (=②-①)	②のうち品質表示の ある重量(kg) ④
青刈りとうもろこし				
ソルゴー				
牧草				
子実用とうもろこし				
合計				

注：①、②は、品質表示の有無に関わらず全量を記入。

(2) 国産飼料購入量

国産飼料の種類	事業実施の前年度 (〇〇年度) (kg) ⑤	事業実施年度(計画) (〇〇年度) (kg) ⑥	増減量(kg) ⑦ (=⑥-⑤)
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草			
子実用とうもろこし			
合計			

(3) 助成対象重量

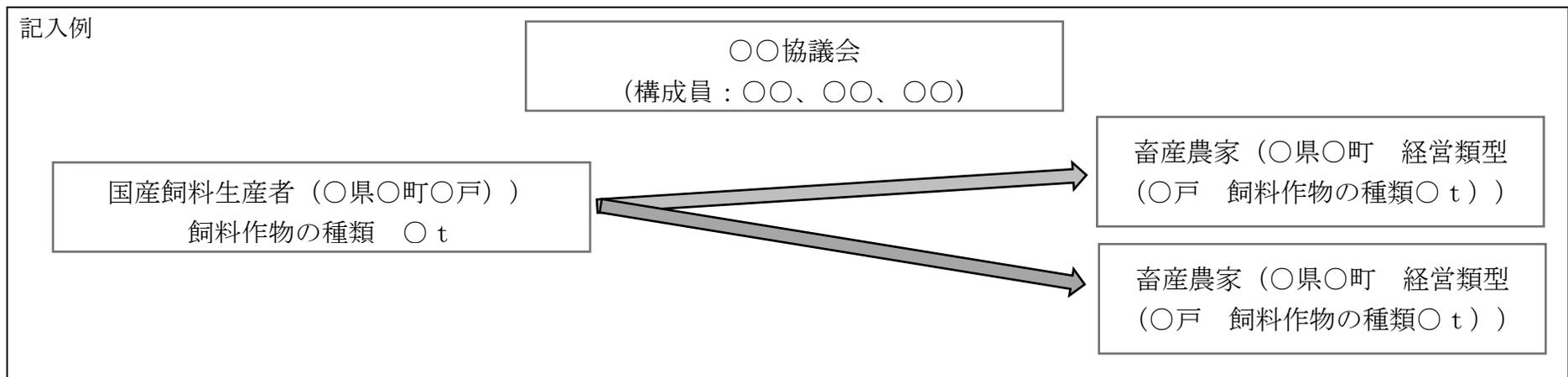
国産飼料の種類	販売増減量(kg) ⑧ (=③を転記)	販売量のうち品質表示のある重量(kg) ⑨ (=④を転記)	購入量差引前増減量(kg) ⑩ (=⑧か⑨のいずれか小さい値)	購入量(kg) ⑪ (=⑦を転記)	購入量差引増減量(kg) ⑫ (=⑩-⑪)	補正計算 ⑭ (=⑫を転記。ゼロ以下の場合、ゼロを記入)	助成対象重量(kg) ⑰ (=⑭×⑱)
青刈りとうもろこし							
ソルゴー							
牧草							
子実用とうもろこし							
合計					⑬	⑮	
						補正係数(⑱=⑬÷⑮)	⑲

- 注1：⑬がゼロ以下の場合にはゼロとすること。
 2：補正係数⑲は、小数点以下第2位を四捨五入。
 3：助成対象重量⑰は、10kg未満を切捨て。
 4：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

3 品質表示計画

飼料の種類	品質表示項目	供給先	備考
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草（乾草・サイレージ等の別）			
子実用とうもろこし（乾燥・イアコーン等の別）			

4 広域供給対策の推進体制図



5 国産飼料販売目標

(1) 販売拡大量

	事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
販売量 (kg)	①	②	③	④
販売拡大量 (kg)		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
販売拡大率		⑧ (=⑤/①×100)	⑨ (=⑥/①×100)	⑩ (=⑦/①×100)

(2) 販売拡大額

	事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
販売額 (円)	⑪	⑫	⑬	⑭
販売拡大額 (円)		⑮ (=⑫-⑪)	⑯ (=⑬-⑪)	⑰ (=⑭-⑪)
販売拡大率		⑱ (=⑮/⑪×100)	⑲ (=⑯/⑪×100)	⑳ (=⑰/⑪×100)

※ (2) 販売拡大額は提出先の協議会が不要と判断した場合は、記入不要。

事業参加に係る確認及び 個人情報の取扱いに関する同意書

1 事業参加に係る確認事項

1. 事業参加者は、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙4-1 広域供給対策の事業細目及び具体的な手続等について(以下「広域供給対策細目等」という。)をよく読むなど、事業の趣旨や内容をよく理解すること
2. 事業参加者は、広域供給対策細目等に示す広域供給対策の取組内容を理解の上、広域供給対策実施計画に基づき取組を実施すること。
3. 事業参加者は、事業参加申込書等の内容に変更があった場合は、速やかに申し出ること。
4. 事業参加者は、地方農政局(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)、都道府県及び協議会による参加申込内容の確認及び現地確認等に協力すること。
5. 事業参加者は、申請の基礎となった証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、地方農政局、都道府県及び協議会の現地確認等を実施する者からの求めに応じて提供すること。
6. 本事業に係る補助金の交付を受けた後に実施される確認の対象となった事業者は、現地確認等の実施に協力すること。
7. 本事業に係る補助金の交付を受けた後に補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合、現地確認等を拒否した場合、その他の広域供給対策細目等に違反した場合には、補助金を返還すること。

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

地方農政局は、広域供給対策の補助金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る補助金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

(1) 地方農政局は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体及び関係団体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。

(2) 地方農政局は、本事業の補助金交付後の現地確認等を実施するため、事業参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、現地確認等を実施する事業者提供します。

私は、1 の事項について確認し、2 の事項について同意します。

年 月 日
(本人署名)

別紙4-1様式第4号（第5の3の（1）の①関係）

広域供給対策参加申込書（事業参加申込書）

年 月 日

〇〇協議会長

〇〇 殿

飼料自給率向上緊急対策事業（国産飼料広域供給対策事業のうち広域供給対策）に参加するため、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4-1の第5の3の（1）の①の規定に基づき、下記のとおり事業参加を申し込みます。

記

1. 事業参加申込者

経営区分	国産飼料生産者
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号)
	(電子メール)

注1) 経営区分には、当該経営において最も収益の大きい業種（例 畜産農家等の場合は、酪農経営者、酪農経営者組織、肉用牛経営者、肉用牛経営者組織、養豚経営者、養豚経営者集団、養鶏経営者、養鶏経営者集団等）を記入。

注2) 法人又は組織の場合は、代表者の情報を記入し、別紙4-1様式第4-1号（組織構成員）を提出すること。

2. 法令等の順守状況（畜産農家等の順守状況）

(1) 畜産における「みどりのチェックシート」による生産活動の点検^{※1}

該当するものにチェック	
<input type="checkbox"/> 実践している	<input type="checkbox"/> 実践していない

※1 畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について（令和4年10月31日付け4畜産第1660号畜産局企画課長通知）に定めるチェックシート

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

(2) 家畜排せつ物管理に関する指導等^{※2}

該当するものにチェック		
<input type="checkbox"/> 指導等を受けていない	<input type="checkbox"/> 指導等を受けたが、前年度までに改善済み	<input type="checkbox"/> 指導を受けたがまだ改善していない

※2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

(3) その他環境法令の違反^{※3}

該当するものにチェック	
<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有

※3 以下の法律または命令に違反したことにより罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は、有にチェックを記載。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ② 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ④ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ⑤ 以上の法律に基づく命令の規定

注：畜産農家等が参加者に含まれる場合に記入すること

※以下を添付すること

- ・別紙4-1様式第2号 広域供給対策実施計画
- ・別紙4-1様式第3号 事業参加に係る確認及び個人情報の取扱いに関する同意書

別紙 4 - 1 様式第 4 - 1 号 (組織構成員)

法人・組織名 : _____

事業参加者		
	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

別紙4-1様式第5号(第5の3の(1)の②関係) 広域供給対策参加申込書総括表

協議会名：〇〇

1. 事業実施年度の飼料作物販売計画の詳細

国産飼料生産者の名称(経営類型)	国産飼料の種類	事業実施前年度の販売量(kg) ①	事業実施年度の販売量(計画)(kg) ②	販売増減量(kg) ③ (=②-①)	②のうち品質表示のある重量(kg) ④	購入量差引前増減量(kg) ⑤ (=③か④のいずれか小さい値)	事業実施前年度の国産飼料購入量(kg) ⑥	事業実施年度の国産飼料購入量(計画)(kg) ⑦	国産飼料購入量(kg) ⑧ (=⑦-⑥)	購入量差引増減量(kg) ⑨ (=⑤-⑧)	補正計算 ⑪ (=⑨を転記。ゼロ以下の場合、ゼロを記入)	助成対象重量(kg) ⑬ (=⑪×⑫)
	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
補正係数(⑬=⑩÷⑫)											⑬	
	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
補正係数(⑬=⑩÷⑫)											⑬	

	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)										⑬	
合計	青刈りとうもろこし											
	ソルゴー											
	牧草											
	子実用とうもろこし											
	合計									⑩	⑫	
	補正係数(⑬=⑩÷⑫)										⑬	

- 注 1 : ⑩がゼロ以下の場合はゼロとすること。
- 2 : 補正係数⑬は、小数点以下第 2 位を四捨五入。
- 3 : 助成対象重量⑭は、10kg 未満を切捨て。
- 4 : 本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

2 品質表示計画

国産飼料生産者の名称	飼料の種類	品質表示項目	供給先	備考
	青刈りとうもろこし			
	ソルゴー			
	牧草(乾草・サイレー ジ等の別)			
	子実用とうもろこし (乾燥・イアコーン 等の別)			
	青刈りとうもろこし			
	ソルゴー			
	牧草(乾草・サイレー ジ等の別)			
	子実用とうもろこし (乾燥・イアコーン 等の別)			

3 国産飼料販売目標

国産飼料生産者名		事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
	販売量 (kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤ (=②-①)	⑥ (=③-①)	⑦ (=④-①)
	拡大率 (%)		⑧ (=⑤/①) ×100	⑨ (=⑥/①) ×100	⑩ (=⑦/①) ×100
	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				
	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				
協議会目標	販売量 (kg)				
	販売拡大量(kg)				
	拡大率 (%)				

※ 成果目標を販売額の拡大とする場合は、「販売量」は「販売額」、「販売拡大量」は「販売拡大額」と記載すること。また、額は円単位で記載すること。

別紙4-1様式第6号(第5の3の(1)の③関係)

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇農政局長

〔北海道にあつては北海道農政事務所長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策事業のうち
広域供給対策)の参加申込内容に関する調整について(依頼)

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4-1第5の3の(1)の③の規定に
基づき、広域供給対策参加申込書総括表等の内容の調整について依頼します。

番 号
年 月 日

〇〇協議会長
〇〇 殿

〇〇農政局長
〔北海道にあつては北海道農政事務所長〕
〔沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策事業のうち広域供給対策)の事業参加申込みに対する審査結果について

〇月〇日付けで申込みのあつた飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策事業のうち広域供給対策)広域供給対策実施計画等について、審査の結果を、下記のとおりお知らせします。

記

1 補助金交付対象総重量

青刈りとうもろこし		kg
ソルゴー(スーダングラスを含む。)		kg
牧草(飼料用の麦類を含む。)		kg
子実用とうもろこし		Kg

2 国産飼料生産者の要件の適否及び補助金交付対象重量

整理番号	国産飼料生産者の名称	要件の適否	国産飼料の種類	補助金交付対象重量 (kg)	備考
1		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
2		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
3		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
4		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
5		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
6		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
7		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		
8		適・否	青刈りとうもろこし		
			ソルゴー		
			牧草		
			子実用とうもろこし		

別紙4-1様式第8号(第5の3の(3)の③関係)

広域供給対策現地確認等結果

〇〇協議会

1 現地確認等実施者氏名等

実施年月日	実施者の所属組織等の名称	実施者の氏名
年 月 日		

2 整理番号

整理番号									

3 国産飼料生産者名

フリガナ		フリガナ	
氏名又は法人、 組織名		代表者氏名(法 人、組織のみ)	

4 飼料生産・販売状況

項目	現地確認等後 青刈りとうもろ こし(注1)	現地確認等後 ソルゴー (注1)	現地確認等後 牧草 (注1)	現地確認等後 子実用とうも ろこし (注1)	合計面積 及び重量 (10a未満切捨て) (注1)
作付面積	a	a	a	a	a
生産量	kg	kg	kg	kg	kg
うち販売量	kg	kg	kg	kg	kg
販売量の前年か らの拡大量	kg	kg	kg	kg	kg
生産ほ場の要件 確認					
品質表示の有無					
重量測定の手法					

注1) 10a(アール)未満又は10kg未満切捨て後の面積及び重量。

注2) 生産ほ場の要件確認は適、不適、品質表示の実施状況は有、無、重量測定の手法は適、不適を記入。

5. 法令等の遵守状況

みどりのチェックシート		家畜排せつ物等の管理状況（注3）				その他環境法令の違反の遵守（注4）	
		指導等の有無		指導等に対する改善の状況			
適	不適	適	不適	適	不適	適	不適

注3) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っていない場合は「不適」となる。

注4) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過していない場合は「不適」となる。

広域供給対策現地確認等結果総括表

〇〇協議会

枚/総枚数 _____ / _____

整理番号	国産飼料生産者		青刈りとうもろこし				ソルゴー				牧草				子実用とうもろこし				法令等の順守状況			現地確認年月日⑰		
	氏名	住所	販売拡大量(kg)	ほ場要件(適・不適)	品質表示(有・無)	重量測定(適・不適)	みどりのチェックシートの実践の確認(適・不適)	家畜排せつ物の管理状況(注1)			その他環境法令の遵守(注2)													
																				指導等の有無	指導等に対する改善状況			
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
【合計人数】(人)			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

注1) 指導等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告をいう。改善状況については、事業実施の前年度までに改善を行っている場合は「適」、行っていない場合は「不適」と記載。

注2) その他環境法令とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「湖沼水質保全特別措置法」、「水質汚濁防止法」及び「悪臭防止法」をいう。罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から3年経過している場合は「適」、経過していない場合は「不適」と記載。

別紙4-1様式第10号(第5の3の(4)の①関係)

〇〇年度 広域供給対策販売等結果報告書

年 月 日

〇〇協議会長

〇〇 殿

所在地

個人の場合は、氏名(自著)

団体の場合は、団体名及び

代表者氏名(自著)

飼料自給率向上緊急対策事業実施要領の別紙4-1の第5の3の(4)の①の規定に基づき、国産飼料の販売等結果を報告します。

※別紙4-1様式第10-1号を添付すること。

別紙4-1様式第10-1号(第5の3の(4)の①関係)

国産飼料生産者の名称：〇〇

国産飼料生産者の経営類型：〇〇経営

1. 飼料作物販売結果

国産飼料の種類	国産飼料販売量 (kg)	国産飼料販売額 (円)	販売先名称
青刈りとうもろこし			
ソルゴー (スーダングラスを含む。)			
牧草 (飼料用の麦類を含む。)			
子実用とうもろこし			
合計			

※国産飼料販売額は提出先の協議会が不要と判断した場合は、記入不要。

2. 補助金交付対象重量

青刈りとうもろこし	<input type="text"/>	kg
ソルゴー (スーダングラスを含む。)	<input type="text"/>	kg
牧草 (飼料用の麦類を含む。)	<input type="text"/>	kg
子実用とうもろこし	<input type="text"/>	kg

3. 補助金交付対象重量算出

(1) 国産飼料販売量

国産飼料の種類	事業実施の前年度 (〇〇年度) (kg) ①	事業実施年度 (〇〇年度) (kg) ②	増減量(kg) ③ (=②-①)	②のうち品質表示の ある重量(kg) ④
青刈りとうもろこし				
ソルゴー				
牧草				
子実用とうもろこし				
合計				

注：①、②は、品質表示の有無に関わらず全量を記入。

(2) 国産飼料購入量

国産飼料の種類	事業実施の前年度 (〇〇年度) (kg) ⑤	事業実施年度 (〇〇年度) (kg) ⑥	増減量(kg) ⑦ (=⑥-⑤)
青刈りとうもろこし			
ソルゴー			
牧草			
子実用とうもろこし			
合計			

(3) 助成対象重量

国産飼料の種類	販売増減量(kg) ⑧ (=③を転記)	販売量のうち品質表示のある重量(kg) ⑨ (=④を転記)	購入量差引前増減量(kg) ⑩ (=⑧か⑨のいずれか小さい値)	購入量(kg) ⑪ (=⑦を転記)	購入量差引増減量(kg) ⑫ (=⑩-⑪)	補正計算 ⑭ (=⑫を転記。ゼロ以下の場合、ゼロを記入)	助成対象重量(kg) ⑰ (=⑭×⑯)
青刈りとうもろこし							
ソルゴー							
牧草							
子実用とうもろこし							
合計					⑬	⑮	
補正係数(⑯=⑬÷⑮)						⑯	

- 注1：⑬がゼロ以下の場合にはゼロとすること。
 2：補正係数⑯は、小数点以下第2位を四捨五入。
 3：助成対象重量⑰は、10kg未満を切捨て。
 4：本事業の実績がある場合は、実績値を記入すること。

別紙4-1様式第11号(第5の3の(5)の②関係)

補助金の交付の承継に関する申出書

年 月 日

〇〇協議会長

〇〇 殿

事業参加申込者住所
事業参加申込者氏名

整理番号

--

経営承継者又は相続人の住所
経営承継者又は相続人の氏名

飼料自給率向上緊急対策(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策)の事業参加申込者の死亡により、私が代わって補助金の交付の受け取りを承継することとしたので、飼料自給率向上緊急対策事業実施要領別紙4-1第5の3の(5)の②の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 補助金の交付の承継に係る事由の発生日

事由発生日	年 月 日
-------	-------

2 事業の承継等に係ること

	承継前の事業参加申込者	補助金の交付の承継をする事業参加申込者の相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
整理番号		
住所	電話 ()	電話 ()

(注意事項)

- (1) ①事業参加申込者と相続関係があることを確認できる書類、②事業参加申込者が死亡したことを確認できる書類をそれぞれ添付すること。
- (2) 相続人の口座で補助金の受領を希望する場合は、振込先となる口座名等を相続人の補助金交付先情報(別紙4-1様式第12号)を添付すること。

別紙4-1様式第12号(第5の3の(5)の②関係)

相続人の補助金交付先情報

相続人氏名	
フリガナ	
氏名又は法人、組織名	
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	

住所			
(〒 -)			
電話	[]	FAX	[]
E-mail	@		

交付金振込口座	金融機関名(ゆうちょ銀行は除く。)					支店名		種目	
		農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金							<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 組合勘定
	口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)							金融機関コード*	支店コード*
	口座名義	フリガナ							
		漢字							
《ゆうちょ銀行の方はコチラに記入してください》									
	口座番号		記号	CD/再発行	番号(右詰めで記入)				
	口座名義	フリガナ							
		漢字							

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
 上記の補助金振込口座の情報(口座番号、名義など)が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

国産粗飼料品質基準策定実施計画

○年○月

事業実施主体名

1 事業の目的

--

2 基準を策定する飼料の種類

--

3 事業実施年度の取組内容及び取組体制

(1) 策定までの取組（概要）

--

(2) 年間活動計画

年月	活動内容
○年4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
○年1月	
2月	
3月	

(3) 取組体制

--

注：関係者、役職等を記載する。

4 調査計画

調査(予定)場所 及び箇所数	調査時期	調査員数	調査内容	備考

5 検討会等の開催計画

開催時期及び回数	参加員数	参集範囲	検討内容	備考
	(人)			

6 普及活動計画

(1) 活動概要

活動場所	実施時期	活動内容	備考

(2) 活動の詳細

(取組の内容について詳細を記述し、その積算を添付すること)

7 需要把握及び安定供給計画

調査時期	調査範囲	調査方法、調査内容	備考

取組時期	取組量	取組方法、取組内容	備考

注：その他具体的な取組内容に係る様式を添付すること

8 その他目的達成に資する取組の計画

--

9 品質基準策定計画

区分	経費の内容	事業量	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
					国庫補助 金 (円)	その他 (円)	
1 現地調査の実施							
2 検討会の実施							
3 普及のための活動							
4 需要把握及び安定供給のための取組							
5 その他品質基準の策定及び国産粗飼料の流通の普及に必要な業務							
	計						

注：仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

別紙4-1様式第14号(第7の1の(1)関係)

広域供給推進達成状況報告書(広域供給対策のうち広域供給推進)

協議会名: ○○

1 国産飼料販売目標と達成状況

協議会名	年	事業実施前 (○○年度)	事業実施年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
目標	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤(=②-①)	⑥(=③-①)	⑦(=④-①)
	増加割合(%)		⑧(=⑤/①×100)	⑨(=⑥/①×100)	⑩(=⑦/①×100)
達成状況	販売量(kg)	⑪	⑫	⑬	⑭
	販売拡大量(kg)		⑮(=⑫-⑪)	⑯(=⑬-⑪)	⑰(=⑭-⑪)
	増加割合(%)		⑱(=⑮/⑪×100)	⑲(=⑯/⑪×100)	⑳(=⑰/⑪×100)

※ 成果目標を販売額の拡大とした場合は、上の表に準じて販売額の拡大状況を記入した表を追記すること。

別紙4-1様式第15号(第7の1の(2)関係)

広域供給推進事業評価報告書(広域供給対策のうち広域供給推進)

協議会名: ○○

1 国産飼料販売目標と達成状況

協議会名	年	事業実施前 (○○年度)	事業実施年度 (○○年度)	2年目 (○○年度)	3年目 (○○年度)
目標	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤(=②-①)	⑥(=③-①)	⑦(=④-①)
	増加割合(%)		⑧(=⑤/①×100)	⑨(=⑥/①×100)	⑩(=⑦/①×100)
達成状況	販売量(kg)	⑪	⑫	⑬	⑭
	販売拡大量(kg)		⑮(=⑫-⑪)	⑯(=⑬-⑪)	⑰(=⑭-⑪)
	増加割合(%)		⑱(=⑮/⑪×100)	⑲(=⑯/⑪×100)	⑳(=⑰/⑪×100)

2 取組の成果

--

3 事業実施後の課題・改善方策等

--

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長、
 沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策のうち広域供給推進)の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度において実施した飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策のうち広域供給推進)について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度(〇〇年度)における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	

別紙4-1様式第17号(第7の2の(1)関係)

国産粗飼料品質基準策定達成状況報告書
(広域供給対策のうち国産粗飼料品質基準策定)

事業実施主体名：〇〇

1 品質基準策定目標と達成状況

	飼料の種類	実施年度の取組	目標 (〇〇年度)	達成状況
目標				
実績				

国産粗飼料品質基準策定事業評価報告書
(広域供給対策のうち国産粗飼料品質基準策定)

事業実施主体名：〇〇

1 品質基準策定目標と達成状況

	飼料の種類	〇年度の実績	目標(〇〇年度)	達成状況
目標				
実績				

2 取組の成果

--

3 事業実施後の課題・改善方策等

--

年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策のうち国産粗飼料品質基準策定)の事業実施に関する改善計画について

令和〇〇年度～令和〇〇年度において実施した飼料自給率向上緊急対策事業(国産飼料広域供給対策のうち広域供給対策のうち国産粗飼料品質基準策定)について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度(〇〇年度)における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	